



Canada Border
Services Agency

Agence des services
frontaliers du Canada



Federal Ministry
for Economic Affairs
and Climate Action



ADM
EXCISE, CUSTOMS AND MONOPOLIES AGENCY



European
Commission



METI
Ministry of Economy, Trade and Industry



OLAF
EUROPEAN ANTI-FRAUD OFFICE



HM Revenue
& Customs



輸出管理と制裁のロシアによる回避の防止：

業界向け最新ガイダンス(仮訳)

2022年2月24日以降、カナダ、フランス、ドイツ、イタリア、日本、英国、米国、欧州連合(総称して「グループ7」又は「G7」)は、ウクライナでの軍事作戦と違法な戦争活動を維持するために必要な技術やその他の物資へのロシアのアクセスを制限する前例のない制裁と輸出管理を実施しています。G7は、ロシアのウクライナへのいわれのない不当な侵略に対応して実質的に同様の管理を実施してきた39か国からなる連合であるGlobal Export Control Coalition (GECC)とこれらの規制も調整しています。¹

G7の取組は、兵器開発目的で使用される貨物や技術にアクセスするロシアの能力に影響を与えています。輸出管理と制裁の協調的な適用により、ロシアは技術へのアクセスと購入に依存していた重要マーケットへのアクセスが制限されています。G7の行動は、ロシアの経済と、西側諸国の技術を購入するために使用できる収益を生み出すモスクワの能力も低下させました。

2023年2月、G7は、多国間の輸出管理及び制裁の遵守と執行を強化し、ロシアがG7経済の利益を享受できないようにするための新しい執行調整メカニズム(ECM)の創設を発表しました。2023年9月、ECMは輸出管理の執行に関するサブワーキンググループを設置しました。このサブワーキンググループでは、担当者が情報と運用結果を交換し、研究と分析の傾向について議論し、ベストプラクティスを共有します。

協調的な取組の一環として、G7輸出管理の執行に関するサブワーキンググループの中核的原則は、第三国経由を含む規制対象品目のロシアへの転用を防止するためのガイダンスを業界に提供することです。私たちの共通の目標は、産業界がロシアによる制裁回避活動を特定し、GECCの管理を遵守することを支援し、それによって技術を窃取から保護し、レビューションの毀損を防ぎ、法的責任のリスクを軽減しながら、輸出管理と制裁の継続的な成功を支援することです。

このガイダンス文書には、次のものが含まれています。

1. ロシアに転用されるリスクが高い品目の一覧
2. 潜在的な輸出管理及び制裁の回避のための最新のレッドフラグ指標
3. 産業界がこれらのレッドフラグに対処するためのベストプラクティス
4. デューデリジェンスを支援するスクリーニング・ツールとリソース

¹ GECCには、オーストラリア、カナダ、欧州連合の27の加盟国、アイスランド、日本、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、韓国、スイス、台湾、英国、米国が含まれます。

輸出管理と制裁を回避するためのロシアによる行動

ロシアは、確立された輸出管理や制裁の執行を回避可能な欺瞞的な戦術に依存していることを示してきました。ロシアの拡散者は積替業者として活動し、軍民両用技術や規制対象貨物を第三国からロシアに流出させています。

したがって、サプライチェーンの全ての関係者(輸出業者、再輸出業者、製造業者、流通業者、再販業者、金融機関、物流会社、輸送業者、貨物運送業者、倉庫運営業者、通関業者などのサービス提供者など)が、ロシアの違法な調達活動によってもたらされる転用リスクを認識し、リスクを軽減するための適切な措置を講じることが重要です。

ロシア政府は、これらの調達活動を支援するために、以下の措置を講じています。

- 2023年4月25日、ロシアは、法令第302号を公布し、連邦国家資産管理局(Rosimuschestvo)が「非友好国」の外国法人又は自然人が所有又は管理するロシアの資産を差し押さえ、管理することを認めました。これらの資産には、ロシア企業の株式、財産権、証券などが含まれます。
- 2022年5月1日、ロシアは、ロシアの重要な情報インフラ部門で活動するGECC企業を含む特定の組織に対し、監視目的で情報リソースへの自由なアクセス(リモートアクセスを含む)をロシア連邦保安庁(FSB)に提供することを義務付ける政令第250号に署名しました。この政令により、輸出規制の対象となる可能性がある暗号化ソフトウェアを含む専有情報への不正アクセスが許可される可能性があります。
- 2022年3月29日、ロシアは、決議第506号及び第1532号を可決し、「並行輸入」を合法化しました。これにより、ロシアの当事者は元の商標権者の同意なしに外国の知的財産にアクセスを維持することができるようになり、輸出管理や制裁に違反してGECC技術を盗むことが容易になります。
- 2022年3月5日と2022年5月4日、ロシアは、それぞれ政令第95号と第254号を公布し、非友好国出身者による外国銀行口座への配当金の送金を制限しました。支払いは、ロシアの銀行の特別なタイプ「C」口座にロシア・ルーブルでのみ行うことができます。これらの制限は、追加の延長がない限り、少なくとも2024年9月30日まで有効です。
- 2022年9月8日、ロシアは、大統領令第618号に署名しました。この政令では、「非友好国」と関係のある人物は、ロシアの有限責任会社への参加権又は経営権の取得につながる直接的又は間接的な取引について、外国投資管理に関する政府委員会の承認を得ることが義務付けられています。
- 2014年、ロシアは、国家機密とみなされる情報のリストに、「輸出規制の対象となる二重目的製品のロシアによる輸出又は輸入に関する情報であって、その拙速な拡散により国家安全保障が危うくなる可能性があるもの」を追加しました。このリストは、1995年11月30日の政令第1203号に基づいて初めて公布されました。この情報共有の強制により、輸出管理規制をサポートするために必要な法令遵守努力を実施する各国の能力が制限されています。

1) The Common High Priority List (CHPL)

欧洲連合、日本、英国、米国は、これらの品目がロシアの戦争活動にとって重要であるため、ロシアへの不法転用リスクが高まっていることを産業界に強調するために The Common High Priority List(CHPL) を策定しました。これらの品目は、戦場で発見されたロシアの武器から回収されたか、ロシアが独自の軍事装備を製造するために不可欠な品目であると特定されたものです。

CHPL は、産業界が必要なデューデリジェンスの実施を支援するものです。この文書の公表時点では、CHPL にはロシアが戦争活動のために調達しようとしている 50 の品目が含まれています。50 品目は、世界中の全ての輸出業者、荷送業者、貨物運送業者に知られている、貨物を分類するための標準化された数値方法である 6 枠の HS(Harmonized System) コードで識別されます。CHPL は、[こちら](#)でご覧いただけます。「4) 補足資料」にもリンクがあります。

| | |
|-------------|--|
| TIER 1 | 集積回路(マイクロエレクトロニクスとも呼ばれる)。これらの品目は、ロシアでの国内生産が不足しており、世界的な製造業者も限られているため、ロシアの高度な精密誘導兵器システムの製造に重要な役割を果たしている。 |
| TIER 2 | ロシアがある程度の国内生産能力を有しているものの、軍事装備品には G7 又は GECC パートナーの技術を使用することを好む追加の電子機器(無線通信関連など)。 |
| TIER 3.A | ロシアの兵器システムで使用されるその他の電子部品。サプライヤーの範囲も拡大している。 |
| TIER 3.B | ロシアの兵器システムで使用されている機械部品及びその他の部品 |
| TIER 4.A | 電子部品、回路基板、モジュールの製造、生産、品質試験装置 |
| TIER 4.B | コンピュータ数値制御 (CNC) 工作機械及び部品。ロシアの軍産複合体は、高度な兵器の製造に G7 又は GECC 諸国の技術に大きく依存している。 |

2) レッドフラグ指標

G7は、潜在的な輸出管理と制裁の回避のため、以下のレッドフラグ指標を特定しました。我々は、産業界に対し、これらのレッドフラグ指標を使用して輸出前に必要なデューデリジェンスを実施し、以下にリストされていないその他の可能性ある指標に注意するよう奨励します。

2022年2月24日以降又はその後の輸出管理/制裁の変更後の事業活動の突然の変化(右記が含まれるがこれらに限定されない)

- Common High Priority List(CHPL)品目の新規輸入者又は輸出者、特に制裁対象事業体と同じ住所に所在する者
- CHPL品目の既存輸入者の輸入額及び/又は輸入量が大幅に増加した。
- CHPL品目の既存輸出者/再輸出者が2022年2月24日より前に主にロシアに輸出し、2022年2月24日以降に第三国又は第三国的新規当事者への輸出を開始した。

虚偽、不正確、又は不足している文書(右記が含まれる)

- 輸出許可の虚偽申告。
- 貨物の誤分類(CHPL品目を隠すためにCHPL以外のHSコードを使用するなど)。
- 貨物の過小評価。
- 品目を輸出する際に1つのHSコードを使用し、品目が第三国に到着する際に別のHSコードを使用する。
- 伝統的に軍事組織として知られている、又は軍事組織と関係があることが知られている企業向けの品目について、最終用途が民生用であると主張している文書。

エンドユーザーの隠蔽(右記に例示する)

- 第三国又は複数の第三国を経由する迂回輸送。次のものが含まれる場合がある。
 - ダミー会社、フロント企業、仲介業者、ブローカー、及び/又は階層化された信用状
 - 複数の第三国の貨物運送業者及び/又は荷送業者
- 貨物運送業者又はチャーター機の運航業者を最終ユーザーとして記載する。
- 輸出品の輸送ルートが不明瞭
- ロシアを経由して第三国(最終ユーザー)に品物を輸送する。
- 貨物又は資金の流れを迂回させている。
- 品目が貨物運送業者に到着したときに、輸出者に知らせずに品目の輸出指示を変更する。

取引における矛盾(右記が含まれるがこれらに限定されない)

- 輸送ルートが製品や仕向地に対して異常である。
- 貨物の数量と金額が支払金額と一致しない。
- 取引に異常に多量の貨物が含まれている。
- 取引文書と資金の流れにおいて、氏名、会社名、住所、最終目的地などの情報に一貫性がない。

曖昧な詳細情報や不完全な情報

- 顧客は、特に最終ユーザーや最終用途に関して不完全な情報を提供する。
- 顧客又はベンダーが、(求められた場合に)最終用途の保証を含む追加情報の提供に抵抗する。

制裁対象貨物又は輸出規制の限度額内に収まるように、請求書の金額を小額に分割

- 奢侈品によく使用される。
- 第三国の倉庫などの中心的な拠点に小口で頻繁に配送され、そこで 1 つの配送にまとめられる。

疑わしい顧客情報

- 住所と事業が一致していない。例えば、事業所の住所が住宅であるなど。
- 注文された貨物が顧客の業種と一致していない。
- 顧客はインターネット上でほとんど存在感がない。顧客の会社のウェブサイトは機能していないか、情報が限られている。
- 2022 年以降、顧客のウェブサイトは、ロシアとのつながりを削除するために変更されたものの、顧客はロシアへの輸出がなくなったことを証明していない。
- IP アドレスが顧客の申告所在地と一致しない。例えば、第三国の会社がロシアの IP アドレスからウェブサイトをホスティングしている可能性がある。
- 人、住所、電話番号が制裁リストや監視リストに記載されている情報と一致する、又は疑わしいほど類似している。

顧客が疑わしい関係を有している

- 顧客はロシアと次のようなビジネス関係を持っている。
 - ロシアに支店、子会社、又は親会社がある。
 - ロシア又はベラルーシの株主が 1 人以上いる。
 - 顧客がロシアの企業と取引している。
 - 顧客がロシアの防衛部門に関連する人物又は団体と関係がある。
- 顧客は G7 加盟国によって指定又は制裁されている団体と同じ住所に所在している。
- 新規顧客は G7 加盟国によって指定又は制裁されている団体と同じ住所に所在しており、共通の株主及び/又は秘書会社を有している。
- 顧客は、現在制裁対象となっている個人又は団体と過去に取引があったか、関係を維持している。
- 顧客は、制裁対象の貨物及び/又は技術をロシアに販売している疑いがある、又は販売していることがわかっている企業と関係がある。

疑わしいビジネス慣行

- 顧客が、制限貨物又は高リスク貨物、特に CHPL 品目の供給、販売、購入又は配送に関与している。
- 顧客が、一度輸出した後、取引から姿を消す。

ロシア又はベラルーシの事業体から他の国の事業体への取引関係者の直前での変更

特に制裁対象国を通じた、取引に関与していない第三国に所在する事業体からの支払い

ロシア又は第三国の中止者に品目を販売しないという証明書を提供することを望まない顧客

3) ベストプラクティス

これらの又はその他のレッドフラグ指標に適合した場合は、これらのレッドフラグをできるだけ解消し、GECCのそれぞれの輸出管理及び/又は制裁を回避する試みを軽減するために、リスクに基づく顧客及び取引のデューデリジェンスをさらに実施する必要があります。単一のレッドフラグが違法又は疑わしい活動を示すものではないため、特定の取引が疑わしいか、又は潜在的な輸出管理及び/又は制裁の回避に関連しているかどうかを判断する前に、周囲の事実と状況を全て考慮する必要があります。「万能」なアプローチはありません。

G7は、責任ある貿易業者に対し、輸出コンプライアンス・システムを改善し、デューデリジェンスを強化するよう求めます。具体的には、これらの又はその他のレッドフラグ指標に適合した場合、次の手順に従うことを強く推奨します。

1 取引当事者を、該当する公開制裁リストと照合する(検索対象となるG7のWebサイトの一覧については、「追加リソース」を参照)。これには、名前と住所の両方を個別にリストと照合することが含まれる。該当する場合は、取引当事者を、将来の転用リスクが高い企業を特定する非営利団体が収集した情報と照合する。

- ・会社名ではなく住所が「ヒット」した場合は、以下のような追加のデューデリジェンスを行うことを推奨する。
- ・1つ以上の公開制裁リストに一致する住所は、ダミー会社又は信託会社及び会社サービスプロバイダー(一般に会社秘書と呼ばれる)の使用を示している可能性がある。

2 追加のデューデリジェンスを実施する。次のことを行っていただきたい。

- ・商品の最終用途、最終ユーザー及び/又は最終的な仕向国についてさらに問い合わせする。
- ・顧客に、履歴、ビジネス慣行などに関する詳細情報を求める。
- ・公的企業登録や市販の貿易データベースを活用するなど、顧客に関するオープンソースによる調査を実施する。
- ・ロシアやベラルーシの当事者、又は第三国の制裁対象者に品目が譲渡されないことを証明する書面への署名を顧客に求める。
- ・販売代理店契約を更新し、このガイダンス文書に記載されているような、高度なデューデリジェンスを実施するよう要求する。

3 輸出規制及び/又は制裁の迂回リスクを分析する。さらにデューデリジェンスを実施した後、レッドフラグ指標と入手可能な全ての情報を再評価する。

- ・レッドフラグを説明又は正当化できるか?
- ・当事者の誠実さを証明できるか?
- ・取引の正当性を確認できるか?

4 問い合わせ後も懸念が残る場合は、次の対応を行う。

- ・取引を控える。
- ・居住国の適切な輸出管理/コンプライアンス/税関機関に情報を開示する。

4) 追加リソース

スクリーニング・ツール:

[Consolidated Canadian Autonomous Sanctions List](#)

[European Union \(EU\) Consolidated List of Financial Sanctions](#)

[United Kingdom Sanctions List](#)

[United States Consolidated Screening List](#)

ガイダンス文書:

カナダ

- [Restricted Goods and Technologies List](#)
- [Special Economic Measures \(Russia\) Regulations](#)

欧州委員会

- [List of Common High Priority List Items](#)
- [European Commission Guidance for EU Operators](#)
- [Sanctions webpages \(opinions, FAQs\)](#)

Export Enforcement Five (オーストラリア、カナダ、ニュージーランド、英国、米国)

- [Export Enforcement Five \(E5\) Guidance for Industry and Academia](#)

ドイツ

- “[Sanktionsumgehung – Hinweispapier zur Unterstützung der Unternehmen beim Umgang mit warenverkehrsbezogenen Sanktionen](#)”
- “[Sanktionsumgehung – Hinweis: Kriegsrelevante Güter gelangen vermehrt von ausländischen Tochtergesellschaften von EU-Unternehmen nach Russland](#)”

日本

- [対ロシア等制裁関連](#)
- [ロシア等への輸出\(承認手続き\)](#)

英国

- [Notice 2023/08: Russia Sanctions – Trade Sanctions Circumvention](#)
- [National Economic Crime Centre: Red Alert – Exporting High Risk Goods](#)

米国

- [Best Practice: Certification to Prevent Diversion to Russia of Highest Priority Items](#)
- [Guidance to Prevent Evasion of Prioritized Harmonized System Codes to Russia](#)
- [Bureau of Industry and Security: Russia-Belarus Export Controls Resources](#)